

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 博多港管理株式会社

事業所名

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施して下さい。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

①再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14条)第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いいたします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

②再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明な点は下記の担当者に照会ください。

元請名	博多港管理株式会社		
発注者名			
工事名			
監督員名	権限及び意見申出方法	・契約書に記載のとおり	・文書による
提出先及び担当者			

(注)

下請負契約の総額が3,000万円(建築一式工事の場合は、4,500万円)以上となり、施工体制台帳の作成を要する工事は全ての一次下請負人に対して書面により通知するとともに、この書面を工事現場の見やすい場所に掲示すること。(第24条の7)